

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画の策定経過

実施年月	会議名等	主な内容
平成17年 11～12月	新潟市障がい者福祉アンケート調査の実施	
平成18年 6月	第1回障がい者計画等策定庁内検討委員会	計画策定の趣旨，スケジュール等の検討
	第1回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	計画策定の趣旨，スケジュール等の検討 アンケート調査結果の説明
7月	第2回障がい者計画等策定庁内検討委員会	障がい者計画骨子の検討
	第2回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画骨子の検討
8月	第3回障がい者計画等策定庁内検討委員会	障がい者計画総論・各論の検討 障がい福祉計画サービス見込み量の検討
	第3回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画骨子の承認，総論の検討 障がい福祉計画サービス見込み量の検討
9月	第4回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画総論の承認，各論の検討
10月	第5回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画各論の検討
11月	第6回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画各論の検討
	第7回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画各論・事業の検討 参考人意見聴取（高次脳機能障がい者支援について）

実施年月	会議名等	主な内容	
12月	第4回障がい者計画等策定庁内検討委員会 地区別説明会の実施（市内8会場）	障がい者計画素案の報告 障がい者計画素案の市民への説明	
	第8回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	地区別説明会の報告 障がい者計画素案の承認 障がい福祉計画サービス見込み量（中間報告）の承認	
12月～1月 平成19年	新潟市精神保健福祉連絡協議会	障がい者計画素案の説明 障がい福祉計画サービス見込み量（中間報告）の説明	
	新潟市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	障がい者計画素案の説明 障がい福祉計画サービス見込み量（中間報告）の説明	
	パブリックコメントの実施	障がい者計画市民意見募集	
	1月	第9回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	パブリックコメントの報告 障がい者計画最終案の検討 障がい福祉計画素案の検討
	2月	市議会市民厚生常任委員協議会	障がい者計画(案)の説明 障がい福祉計画(案)の説明
		第5回障がい者計画等策定庁内検討委員会	障がい者計画(案)の報告 障がい福祉計画(案)の報告
		新潟市社会福祉審議会	障がい者計画(案)の説明 障がい福祉計画(案)の説明
		新潟市保健医療推進会議	障がい者計画(案)の説明 障がい福祉計画(案)の説明
		第10回新潟市障がい者計画等策定検討委員会	障がい者計画(案)の承認 障がい福祉計画(案)の承認
		平成19年2月市議会定例会	障がい者計画の報告

(2)新潟市障がい者計画等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市障がい者計画及び新潟市障がい福祉計画の策定を円滑に推進するため、新潟市障がい者計画等策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1)新潟市障がい者計画の策定に関すること。
- (2)新潟市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3)その他前条の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)障がい者団体関係者
- (3)障がい福祉施設関係者
- (4)公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民局保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(3) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会委員名簿

区分	分野等	所属・役職等	氏名	備考
当事者 団体等	身体障がい	新潟市身体障害者福祉協会連合会 婦人部長	井越 幸子	
	知的障がい	新潟地区手をつなぐ育成会 会長	熊倉 範雄	
	精神障がい	新潟市精神障害者家族会連絡協議会 会長	小山 光夫	
	発達障がい	NPO法人 にいがた・オーティズム 代表	角田 千里	
施設・ 事業者	身体障がい	身体障害者療護施設 第2みずほ園 施設長	坂木 俊雄	
	知的障がい	社会福祉法人 更生慈仁会 理事 知的障害者通所授産施設 青松ワークス 施設長	本村美八留	副委員長
	精神障がい	精神障害者生活訓練施設 恵松園 施設長	宮川 文季	
有識者	医師	新潟市医師会 理事	浅井 忍	
	歯科医師	新潟市歯科医師会 理事	岡田 匠	
	精神保健	新潟県精神保健福祉センター 所長	福島 昇	委員長
	教 育	新潟県立新潟女子短期大学 生活科学科 教授	島崎 敬子	
	就 労	社団法人 新潟県雇用開発協会 専務理事・事務局長	眞野 壽彦	
	就 労	株式会社 大谷 代表取締役	大谷 勝彦	
公募委 員			圓山 里子	
			西山 尋子	

合計15名

* 所属・役職等は，平成19年3月現在です。

2 主な用語解説

ア 行

IT（情報通信技術）

Information Technologyの略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organizationの略。福祉や環境、まちづくりなどの分野で、自発的に社会貢献活動を行なう、営利を目的としない団体の総称。

応能負担

支払い能力（所得等）に応じて費用を負担するという考え方。障がい福祉分野では、措置制度と支援費制度でのサービスの利用に対しては、応能負担の考え方をとっていた。これに対し、受ける利益の程度に応じて費用を負担するという考え方を応益負担という。

カ 行

学習障がい（LD = Learning Disability）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

行政区

政令指定都市では、地域の実情に応じて市域をいくつかの区（行政区）に分けるよう、法律で定められている。行政区には区役所が設置され、市民の日常生活に密接にかかわる行政サービスは、区役所で行うこととなる。新潟市でも、平成19年4月の政令市移行により、8つの行政区が設置される。

グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

ケアホーム

グループホームと同様に障がい者が共同生活を営む住居であり、重度の障がい者に対して、主に夜間に食事や入浴、排泄などの介護等を提供する。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的機能の発達の遅れをとまなわないもの。

高次脳機能障がい

脳血管障害や頭部外傷で脳が損傷されたために、言語、行為、記憶、注意、認知、思考、学習、コミュニケーションなど、社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

サ 行

支援費制度

平成15年4月から平成18年3月（一部のサービスについては9月）まで行われていた、障がい福祉のサービスに関する制度。それまでの「措置制度」では、行政がサービス内容を決定していたが、「支援費制度」では、利用者がサービス内容と事業者を選択し、契約によりサービスを利用することとなった。

児童相談所

児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、児童の一時保護などを行う機関。都道府県と政令指定都市に置かれ、新潟市でも平成19年4月から、新潟市中央区川岸町1丁目に設置される。

自閉症

3歳くらいまでに現れ、・他人との社会的関係の形成の困難さ、・言葉の発達の遅れ、・興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における就業・日常生活・社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、関係機関との連携を図り、身近な地域における支援を行うことによって、

雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とした機関。県内では、長岡、三条、新発田の各市に設置されている。

障害者自立支援法

障がい者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの種別や年齢にかかわらず、共通の制度によって福祉サービスや医療などを給付することを定めた法律。平成18年に施行された。

障害者の雇用の促進等に関する法律

「障害者雇用促進法」と称される、障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。障がい者の法定雇用率などを規定している。

小規模作業所

一般の企業では働くことが難しい在宅の障がい者の就労や交流の場として、保護者団体やNPO法人などによって運営されている、小規模な施設のこと。福祉作業所などの名称でも呼ばれている。市内には、平成18年12月現在で、34カ所の作業所がある。

新事業体系

障害者自立支援法による施設・事業所の新体系のこと。従来は、身体・知的・精神の障がい別に、入所施設、通所施設などが、それぞれ規定されていたが、基本的に三障がいのサービスが統一され、日中活動系や居住系などの施設・事業所体系に変更となった。

身体障がい者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行なう機関。都道府県に置かれるが、新潟市でも、政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け、平成19年4月に児童相談所に併設して設置される。

新・新潟市総合計画

平成19年度から26年度までの新潟市のまちづくりの基本となる計画。「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念とし、「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」を目指すまちの姿としており、「安心と共に育つ、くらし快適都市」が、障がい福祉関連の都市像となっている。

スペシャルオリンピックス

知的発達障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の場である競技会を、年間を通して提供するスポーツ組織のこと。アメリカで生まれ、現在は、オリンピックと同じように、夏季世界大会と冬季世界大会が4年ごとに開催されて

いる。

生活習慣病

がん，脳血管障害，心臓疾患，高血圧症，糖尿病など，食習慣，運動習慣，休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が，その発症，進行に關与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

精神保健福祉センター

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき，都道府県と政令指定都市に設置される，精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関。正しい知識の普及啓発と調査研究，複雑困難なケースの相談指導などを行う。新潟市でも，平成19年4月から，「こころの健康センター」として，新潟市中央区川岸町1丁目に設置される。

成年後見制度

認知症，知的障がい，精神障がいなどにより，判断能力が十分でない人を保護するための制度。

全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が，競技等を通じ，スポーツの楽しさを体験するとともに，人々の障がいに対する理解を深め，障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする，国内最大の障がい者スポーツの祭典。平成21年に第9回大会が，新潟県で開催される予定。

総合福祉会館

「新潟市総合福祉会館」。障がい者や高齢者をはじめ，市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設で，多目的ホールや，機能訓練用プール，作業室，会議室などを備えている。所在地は，新潟市中央区八千代1丁目。

タ行

地域活動支援センター

障がい者が通所により，創作的活動または生産活動の機会の提供，社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり，従来の小規模作業所などの移行先と考えられている。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し，中核的な役割を果たす定期的な協議の場として，市町村が設置するもの。主な機能として，関係機関の連携・ネットワーク化，相談支援事業者の委託の検討，社

会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

地域保健福祉センター

地域住民に身近なところで、保健と福祉の相談やサービスを提供するために設置されている、「保健・医療・福祉」の連携拠点であり、保健師やケースワーカーが常駐している。平成18年12月現在、市内に9ヵ所の地域保健福祉センターと、12ヵ所の地域保健センターが設置されている。

知的障がい者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行なう機関。都道府県に置かれるが、新潟市でも、政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け、平成19年4月に児童相談所に併設して設置される。

注意欠陥多動性障がい(ADHD = Attention - Deficit / Hyperactivity - Disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

てんかん

脳内の神経細胞の異常な電氣的興奮にともなって、けいれんや意識障害などが発作的に起こる慢性的な脳の病気。

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。従来は、「特殊学級」と呼ばれていた。

特別支援教育

学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

ナ 行

新潟市交通バリアフリー基本構想

「交通バリアフリー」とは、駅やバスターミナルなどの旅客施設と、その周辺の道路、駅前広場、信号機などを一体的に整備することであり、新潟市では、新潟万代・万代島・白山・寺尾・内野・亀田の6地区を重点整備地区としている。同構想は、平成22年を整備目標の時期としている。

新潟市保健医療福祉計画

平成13年度から18年度までの6年間の「保健・医療・福祉」部門の総合的な計

画であり、従来は、その中の障がい者施策の部分をもって、「障がい者計画」としていた。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

八 行

発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり，通常低年齢において症状が発現するもの。

発達障がい者支援センター

発達障がいの早期発見，早期の発達支援等に資するため，発達障がい者とその家族に対し，専門的な相談に応じ，助言等を行なう機関。県内では，「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「R I S E（ライズ）」がある。

発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し，発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに，発達障がい者の生活全般にわたる支援に関することを定めた法律。平成17年に施行された。

はまぐみ小児療育センター

県立の，児童福祉法に基づく県内唯一の肢体不自由児施設であり，医療法に基づく病院でもある。また，発達障がい児の早期発見・療育システムにおける県下の中核的診断・療育機関として位置付けられ，総合支援センターとして機能している。所在地は，新潟市中央区水道町1丁目。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で，障壁（バリア）となるものを除去するという意味で，もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが，より広く，障がい者の社会参加を困難にしている，社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセラー

共通の体験・背景を持ち，あわせて自分の価値観を押し付けることなく人の話を聴ける人のこと。

ピアカウンセリング

よく似た背景，育ちの歴史，共通の体験を持つ者同士が，お互いに支えあう関

係を前提としたカウンセリングのこと。自己信頼に基づいた自己選択と決定を、障がい者自身が力強くできることを目指している。

ひしのみ園

新潟市立の知的障害児通園施設。就学前のころや身体の発達に心配や遅れのある児童に対し、療育、支援を行っている。定員50名。所在地は、新潟市中央区神道寺南2丁目。

ひまわりクラブ

新潟市の放課後児童クラブ。就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し、専任の指導員が児童の保護及び遊びを通じた健全育成にあたっている。民設民営のものを含め、平成18年12月現在、市内には、85カ所の放課後児童クラブがある。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

幼児ことばとこころの相談センター

旧こども相談センター。新潟市在住の就学前の幼児に対して、ことばの発達や行動などについての、様々な発達支援を行なっている新潟市立の機関。個人支援と集団支援がある。所在地は、新潟市中央区水道町1丁目。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。

ラ 行

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す、総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方。

* 施設の所在地については、平成19年4月の政令指定都市移行後の、行政区が設置されたものを記載しています。

3 障害者基本法

目次

- 第一章 総則（第一条 第十一条）
- 第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（第十二条 第二十二條）
- 第三章 障害の予防に関する基本的施策（第二十三条）
- 第四章 障害者施策推進協議会（第二十四条 第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

- 第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
 - 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

- 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなけ

ればならない。

- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発，身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を

正当に評価し、適切な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第十九条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及び

その関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第二十四条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九条第四項(同条第九項におい

て準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第二十五条 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 中央協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方障害者施策推進協議会)

第二十六条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」と読み替えるものとする。

附 則(略)

* 障害者基本法の内容は、平成19年4月現在です。